

部会長代理の指名について

部会長代理については、愛知県環境審議会条例（平成6年愛知県条例第26号）第8条第6項の規定に基づき、山澤部会長より次のとおり指名がありました。

おおいし やさき
大石 弥幸 委員

理由

これまで、騒音振動部会長として務められた実績があり適任である。